

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 編集兼印 刷発行人 神 戸市 長 < 臨 時 特 別 号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市市税条例等の一部を改正する条例	行財政局税務部税制企 画課	1
条例	神戸市立図書館条例の一部を改正する条例	文化スポーツ局中央図書 館総務課	18
条例	神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	22
条例	神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例	福祉局高齢福祉課	31
条例	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34
条例	神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する 条例	建築住宅局建築指導部 安全対策課	40

令和6年5月27日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和6年5月31日

神戸市長之える造法

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第1号

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

第1条 神戸市市税条例 (昭和25年8月条例第199号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(固定資産税の課税標準の特例)	(固定資産税の課税標準の特例)
第36条の3 [略]	第36条の3 [略]
2~6 [略]	2~6 [略]
7 法附則第15条第25項第1号に規定	7 法附則第15条第25項第1号に規定
する条例で定める割合は3分の2と	する条例で定める割合は3分の2と
し、同項第2号に規定する条例で定	し、同項第2号に規定する条例で定
める割合は7分の6とし、同項第3	める割合は4分の3とし、 <u>同項第3</u>
<u>号</u> に規定する条例で定める割合は 4	<u>号</u> に規定する条例で定める割合は 2
分の3とし、同項第4号に規定する	分の1とする。
条例で定める割合は2分の1とす	
る。	

8、9 「略]

10 法附則第15条第38項に規定する条 例で定める割合は、3分の1とす る。

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払 つた場合の医療費控除の特例)

第4条の4 法附則<u>第4条の5第3項</u> の規定により読み替えて適用する法 第314条の2第1項第2号の規定に よる控除については、法附則<u>第4条</u> <u>の5第3項</u>及び第4項に定めるとこ ろによる。 8、9 「略]

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払 つた場合の医療費控除の特例)

第4条の4 法附則<u>第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用する法 第314条の2第1項第2号の規定に よる控除については、法附則<u>第4条</u> の4第3項及び第4項に定めるとこ ろによる。

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後(軽自動車等の売主の第2次納税義(軽自務の免除)務の免除)務の免第69条の2軽自動車等の所在及び買 第69条の

主の住所又は居所が不明である場合

において、当該軽自動車等の売主が

第2条による改正前

(軽自動車等の売主の第2次納税義 務の免除)

第69条の2 軽自動車等の所在及び買 主の住所又は居所が不明である場合 において、当該軽自動車等の売主が

当該軽自動車等の売買に係る代金の 全部又は一部を受け取ることができ なくなつたと認められるときは、当 該受け取ることができなくなつたと 認められる額を限度として、当該軽 自動車等の売主の法<u>第11条の10</u>第1 項の規定による第2次納税義務に係 る徴収金の納付の義務を免除する。

2 「略]

附則

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 附則第4条第1項の規定 の適用を受ける市民税の所得割の納 税義務者 (平成22年1月1日から平 成23年3月11日までの間に法附則第 4条第1項第1号に規定する譲渡資 産の譲渡をした者に限る。)が、東 日本大震災に起因するやむを得ない 事情により、同号に規定する買換資 産を同号に規定する特定譲渡の日の 属する年の前年1月1日から当該特 定譲渡の日の属する年の翌年12月31 日までの期間(以下この項において 「取得期間」という。)内に取得 (同号に規定する取得をいう。以下 この項において同じ。)をすること が困難となつた場合において、当該

当該軽自動車等の売買に係る代金の 全部又は一部を受け取ることができ なくなつたと認められるときは、当 該受け取ることができなくなつたと 認められる額を限度として、当該軽 自動車等の売主の法第11条の9第1 項の規定による第2次納税義務に係 る徴収金の納付の義務を免除する。

2 [略]

附則

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 附則第4条第1項の規定 の適用を受ける市民税の所得割の納 税義務者 (平成22年1月1日から平 成23年3月11日までの間に法附則第 4条第1項第1号に規定する譲渡資 産の譲渡をした者に限る。)が、東 日本大震災に起因するやむを得ない 事情により、同号に規定する買換資 産を同号に規定する特定譲渡の日の 属する年の前年1月1日から当該特 定譲渡の日の属する年の翌年12月31 日までの期間(以下この項において 「取得期間」という。)内に取得 (同号に規定する取得をいう。以下 この項において同じ。)をすること が困難となつた場合において、当該

2 「略]

(東日本大震災に係る住宅借入金等 特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者 が前年分の所得税につき震災特例法 第13条第1項の規定の適用を受けれた 場合における附則第4条の5に規定 する法附則第5条の4の規定する法附則 期第4条の5の2に規定する法附則 第5条の4の2の規定の適用に投い ては、次の表の左欄に掲げる字句とする。 れ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第	租税特	東日本大震災の
4条の	別措置	被災者等に係る
5 O 2	法 第 41	国税関係法律の

2 「略]

(東日本大震災に係る住宅借入金等 特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者 が前年分の所得税につき震災特例法 第13条第1項の規定の適用を受けった 場合における附則第4条の5に規定 する法附則第5条の4の規定及送附 則第4条の5の2に規定する法附則 第5条の4の2の規定の適用に投げる ては、次の表の左欄に掲げる字句とする。 れ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第	租税特	東日本大震災の
4条の	別措置	被災者等に係る
5 O 2	法 第 41	国税関係法律の

に規定	条 第 2	臨時特例に関す
する法	項から	る法律第13条第
附則第	第 5 項	1項の規定によ
5 条 の	まで若	り読み替えて適
4 0 2	しくは	用される租税特
第 5 項	第 10 項	別措置法第41条
第1号	から <u>第</u>	第2項から第5
	<u>21 項</u> ま	項まで若しくは
	で若し	第10項から <u>第21</u>
	くは第	<u>項</u> まで若しくは
	41条の	東日本大震災の
	2	被災者等に係る
		国税関係法律の
		臨時特例に関す
		る法律第13条第
		1項の規定によ
		り適用される租
		税特別措置法第
		41条の 2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定す

に規定	条 第 2	臨時特例に関す
する法	項から	る法律第13条第
附則第	第 5 項	1項の規定によ
5条の	まで若	り読み替えて適
4 0 2	しくは	用される租税特
第 5 項	第 10 項	別措置法第41条
第1号	から <u>第</u>	第2項から第5
	<u>19 項</u> ま	項まで若しくは
	で若し	第10項から <u>第19</u>
	くは第	<u>項</u> まで若しくは
	41条の	東日本大震災の
	2	被災者等に係る
		国税関係法律の
		臨時特例に関す
		る法律第13条第
		1項の規定によ
		り適用される租
		税特別措置法第
		41条の2
[略]	[略]	[略]

市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定す

る法附則第5条の4の2の規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第 又は阪、阪神・淡路大 |神・淡 │震災の被災者等 4 条の 5 に規 |路大震 │に係る国税関係 災の被法律の臨時特例 定する 法 附 則 災者等一に関する法律第 に係る 16条第1項から 第 5 条 の 4 第 国税 関 第3項まで又は 6 項第 係法律 東日本大震災の 1号 の臨時 被災者等に係る 特例に 国税関係法律の 関する 臨時特例に関す 法律第 る法律 (平成23 年法律第29号) 16条第 1 項か 第13条第3項若 ら第3 しくは第4項若 項まで しくは第13条の 2第1項から第 10項まで [略] [略] これら 租税特別措置法 の規定 第41条第2項か

る法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第	又は阪	、阪神・淡路大
4条の	神 • 淡	震災の被災者等
5 に規	路大震	に係る国税関係
定する	災の被	法律の臨時特例
法 附 則	災者等	に関する法律第
第 5 条	に係る	16条第1項から
の 4 第	国税関	第3項まで又は
6 項 第	係法律	東日本大震災の
1号	の臨時	被災者等に係る
	特例に	国税関係法律の
	関する	臨時特例に関す
	法律第	る法律(平成23
	16条第	年法律第29号)
	1 項か	第13条第3項若
	ら第3	しくは第4項若
	項まで	しくは第13条の
		2 第 1 項から <u>第</u>
		<u>9 項</u> まで
	[略]	[略]
	これら	租税特別措置法
	の規定	第41条第2項か

		ら第4項まで若			ら第4項まで若
		しくは第41条の			しくは第41条の
		2、阪神・淡路			2 、 阪 神 · 淡 路
		大震災の被災者			大震災の被災者
		等に係る国税関			等に係る国税関
		係法律の臨時特			係法律の臨時特
		例に関する法律			例に関する法律
		第16条第1項か			第16条第1項か
		ら第3項まで又			ら第3項まで又
		は東日本大震災			は東日本大震災
		の被災者等に係			の被災者等に係
		る国税関係法律			る国税関係法律
		の臨時特例に関			の臨時特例に関
		する法律第13条			する法律第13条
		第3項若しくは			第3項若しくは
		第4項若しくは			第4項若しくは
		第13条の2第1			第13条の2第1
		項から <u>第10項</u> ま			項から <u>第9項</u> ま
		での規定			での規定
	[略]	[略]		[略]	[略]
附則第	[略]	、阪神・淡路大	附則第	[略]	、阪神・淡路大
4条の		震災の被災者等	4条の		震災の被災者等
5 Ø 2		に係る国税関係	5の2		に係る国税関係
に規定		法律の臨時特例	に規定		法律の臨時特例
する法		に関する法律第	する法		に関する法律第
附則第		16条第1項から	附則第		16条第1項から
5 条 の		第3項まで又は	5条の		第3項まで又は
4 0 2		東日本大震災の	4 Ø 2		東日本大震災の

第 5 項	被災者等に係る	第 5 項	被災者等に係る
第1号	国税関係法律の	第1号	国税関係法律の
	臨時特例に関す		臨時特例に関す
	る法律第13条第		る法律第13条第
	3項若しくは第		3項若しくは第
	4項若しくは第		4項若しくは第
	13条の2第1項		13条の2第1項
	から <u>第5項まで</u>		から <u>第4項まで</u>
	<u>若しくは第7項</u>		若しくは第6項
	から第11項まで		から第10項まで
3 [略]		3 [略]	

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第3条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
(市民税に関する用語の意義)	(市民税に関する用語の意義)
第18条 市民税について、次の各号に	第18条 市民税について、次の各号に
掲げる用語の意義は、それぞれ当該	掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
(4) 法人税額 次に掲げる法人の区	(4) 法人税額 次に掲げる法人の区
分に応じ、それぞれ次に定める額	分に応じ、それぞれ次に定める額

をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の 法人税に関する法令の規定によ り計算した法人税額(各対象会 計年度(法人税法第15条の2に 規定する対象会計年度をい う。)の国際最低課税額(同法 第82条の2第1項に規定する国 際最低課税額をいう。)に対す る法人税の額を除く。)で、法 人税法第68条 (租税特別措置法 第3条の3第5項、第6条第3 項、第8条の3第5項、第9条 の2第4項、第9条の3の2第 7項、第41条の9第4項、第41 条の12第4項及び第41条の12の 2 第 7 項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)、第 69条 (租税特別措置法第66条の 7 第 1 項及び第66条の 9 の 3 第 1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)、第69条 の2(租税特別措置法第9条の 3の2第7項、第9条の6第4 項、第9条の6の2第4項、第 9条の6の3第4項及び第9条 の6の4第4項の規定により読 み替えて適用する場合を含

をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の 法人税に関する法令の規定によ り計算した法人税額(各対象会 計年度(法人税法第15条の2に 規定する対象会計年度をい う。)の国際最低課税額(同法 第82条の2第1項に規定する国 際最低課税額をいう。)に対す る法人税の額を除く。)で、法 人税法第68条 (租税特別措置法 第3条の3第5項、第6条第3 項、第8条の3第5項、第9条 の2第4項、第9条の3の2第 7項、第41条の9第4項、第41 条の12第4項及び第41条の12の 2 第 7 項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)、第 69条 (租税特別措置法第66条の 7 第 1 項及び第66条の9の3第 1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)、第69条 の2 (租税特別措置法第9条の 3の2第7項、第9条の6第4 項、第9条の6の2第4項、第 9条の6の3第4項及び第9条 の6の4第4項の規定により読 み替えて適用する場合を含

む。) 及び第70条並びに租税特 別措置法第42条の4、第42条の 10 (第1項、第3項、第4項及 び第7項を除く。)、第42条の 11 (第1項、第3項から第5項 まで及び第8項を除く。)、第 42条の11の2 (第1項、第3 項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の11の3(第1 項、第3項、第4項及び第7項 を除く。)、第42条の12、第42 条の12の2、第42条の12の5、 第42条の12の6 (第1項、第3 項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の12の7(第1 項から第3項まで、<u>第13項から</u> 第 15 項 ま で 及 び 第 23 項 を 除 く。)、第66条の7(第2項、 第6項及び第10項から第13項ま でを除く。) 及び第66条の9の 3 (第2項、第5項及び第9項 から第12項までを除く。)の規 定の適用を受ける前のものをい い、法人税に係る延滞税、利子 税、過少申告加算税、無申告加 算税及び重加算税の額を含まな いものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源

む。) 及び第70条並びに租税特 別措置法第42条の4、第42条の 10 (第1項、第3項、第4項及 び第7項を除く。)、第42条の 11 (第1項、第3項から第5項 まで及び第8項を除く。)、第 42条の11の2 (第1項、第3 項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の11の3 (第1 項、第3項、第4項及び第7項 を除く。)、第42条の12、第42 条の12の2、第42条の12の5、 第42条の12の6 (第1項、第3 項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の12の7 (第1 項から第3項まで、第7項から 第 9 項まで及び第12項を除 く。)、第66条の7(第2項、 第6項及び第10項から第13項ま でを除く。) 及び第66条の9の 3 (第2項、第5項及び第9項 から第12項までを除く。)の規 定の適用を受ける前のものをい い、法人税に係る延滞税、利子 税、過少申告加算税、無申告加 算税及び重加算税の額を含まな いものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源

泉所得の区分ごとに、法人税法 その他の法人税に関する法令の 規定により計算した法人税額 で、法人税法第144条 (租税特 別措置法第9条の3の2第7 項、第41条の9第4項、第41条 の12第4項、第41条の12の2第 7項及び第41条の22第2項の規 定により読み替えて適用する場 合を含む。) において準用する 法人税法第68条 (租税特別措置 法第9条の3の2第7項、第41 条の9第4項、第41条の12第4 項及び第41条の12の2第7項の 規定により読み替えて適用する 場合を含む。)、第144条の2 及び第144条の2の2 (租税特 別措置法第9条の3の2第7 項、第9条の6第4項、第9条 の6の2第4項、第9条の6の 3 第 4 項及び第 9 条の 6 の 4 第 4項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。) 並びに租 税特別措置法第42条の4、第42 条の10(第1項、第3項、第4 項及び第7項を除く。)、第42 条の11 (第1項、第3項から第 5 項まで及び第8項を除

泉所得の区分ごとに、法人税法 その他の法人税に関する法令の 規定により計算した法人税額 で、法人税法第144条 (租税特 別措置法第9条の3の2第7 項、第41条の9第4項、第41条 の12第4項、第41条の12の2第 7項及び第41条の22第2項の規 定により読み替えて適用する場 合を含む。) において準用する 法人税法第68条 (租税特別措置 法第9条の3の2第7項、第41 条の9第4項、第41条の12第4 項及び第41条の12の2第7項の 規定により読み替えて適用する 場合を含む。)、第144条の2 及び第144条の2の2 (租税特 別措置法第9条の3の2第7 項、第9条の6第4項、第9条 の6の2第4項、第9条の6の 3 第 4 項及び第 9 条の 6 の 4 第 4項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。) 並びに租 税特別措置法第42条の4、第42 条の10(第1項、第3項、第4 項及び第7項を除く。)、第42 条の11(第1項、第3項から第 5 項まで及び第8項を除

く。)、第42条の11の2 (第1 項、第3項、第4項及び第7項 を除く。)、第42条の11の3 (第1項、第3項、第4項及び 第7項を除く。)、第42条の 12、第42条の12の2、第42条の 12の5、第42条の12の6 (第1 項、第3項、第4項及び第7項 を除く。)及び第42条の12の7 (第1項から第3項まで、第13 項から第15項まで及び第23項を 除く。) の規定の適用を受ける 前のものをいい、法人税に係る 延滞税、利子税、過少申告加算 税、無申告加算税及び重加算税 の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(402)~(15) 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

く。)、第42条の11の2 (第1 項、第3項、第4項及び第7項 を除く。)、第42条の11の3 (第1項、第3項、第4項及び 第7項を除く。)、第42条の 12、第42条の12の2、第42条の 12の5、第42条の12の6 (第1 項、第3項、第4項及び第7項 を除く。) 及び第42条の12の7 (第1項から第3項まで、第7 項から第9項まで及び第12項を 除く。)の規定の適用を受ける 前のものをいい、法人税に係る 延滞税、利子税、過少申告加算 税、無申告加算税及び重加算税 の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)~(15) 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第4条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、 前年中に次に掲げる寄附金を支出 し、当該寄附金の額の合計額(当該 合計額が前年の総所得金額、退職所 得金額及び山林所得金額の合計額の 100分の30に相当する金額を超える 場合には、当該100分の30に相当す る 金 額) が 2,000 円 を 超 え る 場 合 に は、その超える金額の100分の8に 相当する金額(当該納税義務者が前 年中に特例控除対象寄附金を支出 し、当該特例控除対象寄附金の額の 合計額が2,000円を超える場合に は、当該100分の8に相当する金額 に特例控除額を加算した金額。以下 この項において「控除額」とい う。) を当該納税義務者の第21条 (第1項を除く。第4項において同 じ。)及び第22条の規定を適用した 場合の所得割の額から控除するもの とする。この場合において、当該控 除額が当該所得割の額を超えるとき は、当該控除額は、当該所得割の額 に相当する金額とする。

- (1)、(2) 「略]
- (3) 所得税法第78条第2項第2号か

第4条による改正前

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、 前年中に次に掲げる寄附金を支出 し、当該寄附金の額の合計額(当該 合計額が前年の総所得金額、退職所 得金額及び山林所得金額の合計額の 100分の30に相当する金額を超える 場合には、当該100分の30に相当す る金額) が2,000円を超える場合に は、その超える金額の100分の8に 相当する金額(当該納税義務者が前 年中に特例控除対象寄附金を支出 し、当該特例控除対象寄附金の額の 合計額が2,000円を超える場合に は、当該100分の8に相当する金額 に特例控除額を加算した金額。以下 この項において「控除額」とい う。) を当該納税義務者の第21条 (第1項を除く。第4項において同 じ。) 及び第22条の規定を適用した 場合の所得割の額から控除するもの とする。この場合において、当該控 除額が当該所得割の額を超えるとき は、当該控除額は、当該所得割の額 に相当する金額とする。

- (1)、(2) 「略]
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及

ら第4号までに掲げる寄附金及び 租税特別措置法第41条の18の2第 2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金のうち、市内に事務 所その他活動の拠点を有するもの (市長が指定するものに限る。) に対して行うもの

2~6 「略]

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

び第3号に掲げる寄附金(同条第 3項の規定により特定寄附金とみ なされるものを含む。)並びに租 税特別措置法第41条の18の2第2 項に規定する特定非営利活動に関 する寄附金のうち、市内に事務所 その他活動の拠点を有するもの (市長が指定するものに限る。) に対して行うもの

 $2 \sim 6$ [略]

附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 神戸市市税条例の一部を改正する条例 (平成19年7月条例第8号) の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(信託法の判定に伴る古兄殺に則す	(信託法の判定に伴る古民税に関す

(信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置)

3 新条例第8条、第11条、第18条、 第19条第1項、第6項、第9項及び 第10項、第19条の3、第29条、第29 条の2並びに第30条の3の規定は、 信託法の施行の日以後に効力が生ず る信託(遺言によってされた信託に あっては同日以後に遺言がされたも のに限り、信託法の施行に伴う関係 (信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置)

3 新条例第8条、第11条、第18条、 第19条第1項、第6項、第9項及び 第10項、第19条の3、第29条、第29 条の2並びに第30条の3の規定は、 信託法の施行の日以後に効力が生ず る信託(遺言によってされた信託に あっては同日以後に遺言がされたも のに限り、信託法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律(平成18 年法律第109号) 第3条第1項、第 6条第1項、第11条第2項、第15条 第 2 項、第 26条 第 1 項、第 30条 第 2 項又は第56条第2項の規定により同 法第3条第1項に規定する新法信託 とされた信託(以下「新法信託」と いう。)を含む。)について適用 し、同日前に効力が生じた信託(遺 言によってされた信託にあっては同 日前に遺言がされたものを含み、新 法信託及び公益信託に関する法律 (令和6年法律第30号)附則第4条 第1項の規定により同項に規定する 公益信託とされた信託を除く。)に ついては、この項から第5項までに 別段の定めがあるものを除き、なお 従前の例による。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条 令和7年1月1日
 - (2) 第3条及び附則第2条の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第号)の施行の日
 - (3) 第4条及び附則第3条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
 - (4) 第5条の規定 公益信託に関する法律の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第3条の規定による改正後の神戸市市税条例第18条第1項の規定は、附 則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の市民税に ついて適用する。
- 第3条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第 1項の規定の適用がある場合における第4条の規定による改正後の神戸市市税 条例第23条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」 とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8 号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみ なされるものを含む。)及び」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の神戸市市税 条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産 税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例 による。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された第1条の規定による改正前の神戸市市税条例第36条の3第7項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第2号

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例 (昭和25年10月条例第206号) の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後郊公の五左左オスレキは 当該改正後郊公を加ラス

(3) 以正後部分のみ任任するとさは、	ヨ該以正後部分を加える。
改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 図書館の名称及び位置は、次	第2条 図書館の名称及び位置は、次

のとおりとする。

名称	位置
[略]	[略]
神戸市立垂	神戸市垂水区日向1
水図書館	丁目4番2号
[略]	[略]

(駐輪場の利用料金)

第4条 図書館(神戸市立垂水図書館 に限る。)の駐輪場の利用に係る料 金(以下「利用料金」という。)を のとおりとする。 位置 名称

指定管理者の収入として収受させ る<u>。</u>

- 2 前項の駐輪場を使用する者は、別 表に定める額の範囲内においてあら かじめ市長の承認を得て指定管理者 が定める額の利用料金を指定管理者 に支払わなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしたとき は、その旨及び当該利用料金の額を 公表するものとする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を得て 定める基準により、利用料金の全部 若しくは一部を返還し、又は利用料 金を減額し、若しくは免除すること ができる。
- 5 市長は、必要があると認めるとき は、指定管理者から利用料金の一部 を納付金として徴収することができ る。_

第5条~第8条 「略] (指定管理者の指定等)

第 9 条 [略]

- 2 [略]
- 3 指定管理者に第1項の業務を行わ せている場合における第5条及び第 6 条 第 6 号 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、これらの規定中「市長」とある

第4条~第7条 「略]

(指定管理者の指定等)

第8条 [略]

- 2 「略]
- 3 指定管理者に第1項の業務を行わ せている場合における第4条及び第 5 条 第 6 号 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、これらの規定中「市長」とある のは、「第9条第1項に規定する指しのは、「第8条第1項に規定する指

定管理者」とする。

第10条 [略]

附 則

(施行期日等)

1この条例は、公布の日から施行昭和25年7月30日から適用する。し、昭和25年7月30日から適用すこの条例施行の際、現に神戸市る。区楠町7丁目2番地にある神戸市

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 2 市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第4条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。
- 3 前項の使用料は、指定管理者不在 等開始時の直前の第4条第4項の基 準により全部若しくは一部を返還 し、又は減額若しくは免除をするこ とができる。

別表 (第4条関係)

区分	金額
自転車	1日1回につき100円

定管理者」とする。

第 9 条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、 昭和25年7月30日から適用する。

この条例施行の際、現に神戸市生田 区楠町7丁目2番地にある神戸市立図 書館は、この条例によつて設置された ものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において 規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規 定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立垂水図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第3号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(国民健康保険条例の一部改正)

第1条 神戸市国民健康保険条例 (昭和35年10月条例第24号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
附則	附則	
1~3 [略]	1 ~ 3 [略]	
(平成30年度から令和6年度までの	(平成30年度以後の年度分に係る所	
<u>各年度分</u> に係る所得割額の算定の特	得割額の算定の特例)	
例)		
4 平成30年度から令和6年度までの	4 平成30年度以後の年度分の保険料	
各年度分の保険料の賦課に関して	の賦課に関しては <u>、当分の間</u> 、次に掲	

は、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後のは、所得金額等」という。)」とあるのは、「(平成30年度から令和6年度分の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額保保の算定にあっては、場がるのにある。)」と対しては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

 $(1) \sim (3)$ [略]

5 [略]

(平成30年度から令和6年度までの 各年度分に係る保険料の基礎賦課額 の算定の特例)

6 賦課期日の属する年度の前年の12 月31日において19歳未満であつて、 かつ、賦課期日において同一の世帯 に属する被保険者を有する世帯に係 る<u>平成30年度から令和6年度までの</u> 各年度分に係る第13条の所得割額 は、附則第4項の規定により読み替 えられた第14条の規定により算定し た所得割額(以下この項において「読 げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項金額「(以下「基礎控除後の総訴のは、「基礎控除後のは、「基礎控除後のは、「得割額の算定にあつては、所得額がら附則第4項各号に掲げる一般である。以上の区分に該当する場としては、その合計額)を控除る額の総所得金額等」という。)とする。

 $(1) \sim (3)$ [略]

5 [略]

(<u>平成30年度以後の年度分</u>に係る保 険料の基礎賦課額の算定の特例)

3 賦課期日の属する年度の前年の12 月31日において19歳未満であつて、 かつ、賦課期日において同一の世帯 に属する被保険者を有する世帯に係 る<u>平成30年度以後の年度分</u>に係る第 13条の所得割額は、附則第4項の規 定により読み替えられた第14条の規 定により算定した所得割額(以下こ の項において「読替え後の所得割額」

替え後の所得割額」という。)から当該被保険者一人につき33万円に第15条第1項第1号に規定する保険料率を乗じた金額(以下この項において「特例控除額」という。)を控除して算定した額(特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円)とする。

(令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る保険料の基礎賦課額 の算定の特例)

- 7 令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る第13条の基礎賦課額 は、第1号に規定する額と第2号に 規定する額との差額に、各年度に応 ずる附則第13項の表に掲げる割合 (以下「調整割合」という。)を乗じ て得た額(10円未満の端数が生じる 場合は、これを切り捨てた額。以下 「基礎賦課額調整額」という。)を控 除して算定した額とする。
 - (1) 第13条の基礎賦課額
 - (2) 附則第4項及び前項に規定する 算定の特例を受ける者について当 該年度分に適用して算定した場合 における基礎賦課額に相当する額 (第15条の5に規定する基礎賦課 限度額を超える場合は、当該基礎

という。)から当該被保険者一人につき33万円に第15条第1項第1号に規定する保険料率を乗じた金額(以下この項において「特例控除額」という。)を控除して算定した額(特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円)とする。

(<u>令和5年度の年度分</u>に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

- 7 令和5年度の年度分に係る第13条 の基礎賦課額は、第1号に規定する 額と第2号に規定する額との差額に 100分の10を乗じて得た額(10円未満 の端数が生じる場合は、これを切り 捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」 という。)を控除して算定した額(第 2号に規定する額が第1号に規定す る額を超える場合にあつては、第1 号に規定する額)とする。
 - (1) 第13条の基礎賦課額
 - (2) 所得割に係る保険料率を100分 の10.27、被保険者均等割に係る額 を23,330円及び世帯別平等割に係 る額を24,790円として神戸市国民 健康保険条例の一部を改正する条 例(平成30年3月条例第31号。以下

賦課限度額)

(平成30年度から令和6年度までの 各年度分に係る保険料の後期高齢者 支援金等賦課額の所得割額の算定の 特例)

8 賦課期日の属する年度の前年の12 月31日において19歳未満であって、 かつ、賦課期日において同一世帯にのの世帯に属する被保険者を有ら年度までの 各年度分に係る第15条の7の規定により 額は、附則第5項の規定により 替えられた第15条の8の規定に近路 がら当該被保険者1人ににするいいら当該被保険者1人に現定するに規定する。) から当該被保険者1人に規定する保においた第15条の10第1号に規定する保において、第15条の10第1号に規定する保において、特例控除額」という。)を控除 「改正条例」という。)による改正 前の神戸市国民健康保険条例(以 下「旧条例」という。)第14条及び 第14条の2の規定により算定した 基礎賦課額に相当する額(神戸市 国民健康保険条例の一部を改正す る条例(令和2年3月条例第58号) による改正後の第15条の5に規定 する基礎賦課限度額を超える場合 は、当該基礎賦課限度額)

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

8 賦課期日の属する年度の前年の12 月31日において19歳未満であって、 かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯係る 至成30年度以後の年度分に係る第 15条の7の所得割額は、附則第5項 の規定により請み替えられた所得割額 のりまり請み替えられた所得割額 (以下この項において「読替を保険 者1人につき33万円に第15条の10第 1号に規定する保険料率を乗りた金額 (以下この項において「特例控除額」という。)を控除して算定した額

して算定した額(特例控除額が読替 え後の所得割額を超える場合にあつ ては、0円)とする。

(令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る保険料の後期高齢者 支援金等賦課額の算定の特例)

- 9 令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る第15条の7の後期高 齢者支援金等賦課額は、第1号に規 定する額と第2号に規定する額との 差額に、調整割合を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、こ れを切り捨てた額。以下「後期高齢者 支援金等賦課額調整額」という。)を 控除して算定した額とする。
 - (1) 第15条の7の後期高齢者支援金 等賦課額
 - (2) 附則第4項及び前項に規定する 所得割額の算定の特例を受ける者 について当該年度分に適用して算 定した場合における後期高齢者支 援金等賦課額に相当する額(第15 条の14に規定する後期高齢者支援 金等賦課限度額を超える場合は、 当該後期高齢者支援金等賦課限度 額)

(特例控除額が読替え後の所得割額 を超える場合にあつては、0円)とす る。

(<u>令和5年度の年度分</u>に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

- 9 令和 5 年度の年度分に係る第15条 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額 は、第 1 号に規定する額と第 2 号に 規定する額との差額に100分の10を 乗じて得た額(10円未満の端数が生 じる場合は、これを切り捨てた額) (以下「後期高齢者支援金等賦課額 調整額」という。)を控除して算定し た額(第 2 号に規定する額が第 1 号 に規定する額を超える場合にあつて は、第 1 号に規定する額)とする。
 - (1) 第15条の7の後期高齢者支援金 等賦課額
 - (2) 所得割に係る保険料率を100分 の3.12、被保険者均等割に係る額 を7,300円及び世帯別平等割に係 る額を7,760円として旧条例第15 条の8及び第15条の9の規定によ り算定した後期高齢者支援金等賦 課額に相当する額(改正条例によ る改正後の第15条の14に規定する 後期高齢者支援金賦課限度額を超

(平成30年度から令和6年度までの 各年度分に係る保険料の介護納付金 賦課額の所得割額の算定の特例)

10 賦課期日の属する年度の前年の12 10 賦課期日の属する年度の前年の12 月31日において19歳未満であつて、 かつ、賦課期日において同一の世帯 に属する被保険者を有する世帯に係 る平成30年度から令和6年度までの 各年度分に係る第15条の16の所得割 額は、附則第5項の規定により読み 替えられた第15条の17の規定により 算定した所得割額(以下この項にお いて「読替え後の所得割額」という。) から当該被保険者1人につき33万円 に第15条の19第1号に規定する保険 料率を乗じた金額(以下この項にお いて「特例控除額」という。)を控除 して算定した額(特例控除額が読替 え後の所得割額を超える場合にあつ ては、0円)とする。

(令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る保険料の介護納付金 賦課額の算定の特例)

11 令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る第15条の16の介護納 付金賦課額は、第1号に規定する額

える場合は、当該後期高齢者支援 金等賦課限度額)

(平成30年度以後の年度分に係る保 険料の介護納付金賦課額の所得割額 の算定の特例)

月31日において19歳未満であつて、 かつ、賦課期日において同一の世帯 に属する被保険者を有する世帯に係 る平成30年度以後の年度分に係る第 15条の16の所得割額は、附則第5項 の規定により読み替えられた第15条 の17の規定により算定した所得割額 (以下この項において「読替え後の 所得割額」という。)から当該被保険 者 1 人につき33万円に第15条の19第 1号に規定する保険料率を乗じた金 額(以下この項において「特例控除 額」という。)を控除して算定した額 (特例控除額が読替え後の所得割額 を超える場合にあつては、0円)とす る。

(令和5年度の年度分に係る保険料 の介護納付金賦課額の算定の特例)

| 11 令和5年度の年度分に係る第15条 の16の介護納付金賦課額は、第1号 に規定する額と第2号に規定する額

と第2号に規定する額との差額に、 調整割合を乗じて得た額(10円未満 の端数が生じる場合は、これを切り 捨てた額。以下「介護納付金賦課額調 整額」という。)を控除して算定した 額とする。

- (1) 第15条の16の介護納付金賦課額
- (2) 附則第4項及び前項に規定する 所得割額の算定の特例を受ける者 について当該年度分に適用して算 定した場合における介護納付金賦 課額に相当する額(第15条の20に 規定する介護納付金賦課限度額を 超える場合は、当該介護納付金賦 課限度額)

12 [略]

(令和7年度から令和11年度までの 各年度分に係る保険料の算定の特例 割合)

13 附則第7項、附則第9項及び附則 第11項の規定における、令和7年度 から令和11年度までの各年度におけ との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

- (1) 第15条の17の介護納付金賦課額
- (2) 所得割に係る保険料率を100分 の3.23、被保険者均等割に係る額 を7,940円及び世帯別平等割に係 る額を6,290円として旧条例第15 条の17及び第15条の18の規定によ り算定した介護納付金賦課額に相 当する額(神戸市国民健康保険条 例の一部を改正する条例(令和2 年3月条例第58号)による改正後 の第15条の20に規定する介護納付 金賦課限度額を超える場合は、当 該介護納付金賦課限度額)

12 「略]

る保険料の調整割合は、次の表の左 欄に掲げる年度の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる割合とする。

令和7年度	100分の84
令和8年度	100分の67
令和9年度	100分の50
令和10年度	100分の34
令和11年度	100分の17

(国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第2条 神戸市国民健康保険財政安定化基金条例 (平成9年3月条例第63号) の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 国民健康保険事業の健全な運	第1条 経済事情の急激な変動等によ
<u>営に資するため</u> 、神戸市国民健康保	り本市の国民健康保険事業に要する
険財政安定化基金(以下「基金」とい	費用の財源が不足する場合において
う。)を設置する。	当該不足額を埋めるための財源に充
	てるため、神戸市国民健康保険財政
	安定化基金(以下「基金」という。)
	を設置する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和7年度以降の年度 分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、な お従前の例による。

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第4号

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市立老人福祉施設条例 (昭和38年10月条例第16号) の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(使用料及び利用料金)

第8条 軽費老人ホーム(指定管理施設を除く。)の入所者は、<u>厚生労働大臣が定める基準</u>の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。

$2 \sim 4$ 「略]

5 前項の軽費老人ホームを利用する 者は、<u>厚生労働大臣が定める基準</u>の 範囲内においてあらかじめ市長の承

改正前

(使用料及び利用料金)

第8条 軽費老人ホーム(指定管理施設を除く。)の入所者は、1人月額 141,410円の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。

$2 \sim 4$ 「略]

5 前項の軽費老人ホームを利用する 者は、1人月額141,410円の範囲内に おいてあらかじめ市長の承認を得て

認を得て指定管理者が定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の合計額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

指定管理者が定める額並びに冷房 費、暖房費並びに電気及び水道の料 金としてあらかじめ市長の承認を得 て指定管理者が定める額の合計額の 利用料金を指定管理者に支払わなけ ればならない。

第2条 神戸市立老人福祉施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

一一一	
改正後	改正前
(利用料金)	(使用料及び利用料金)
第8条	第8条 軽費老人ホーム(指定管理施
	設を除く。)の入所者は、厚生労働大
	臣が定める基準の範囲内において規
	則で定める額並びに冷房費、暖房費
	並びに電気及び水道の料金として規
	則で定める額の合計額の使用料を納
	付しなければならない。
	2 前項の使用料は、前納しなければ
	ならない。ただし、市長が特別の事情
	があると認めるときは、その徴収を
	猶予することができる。
	3 市長は、特別の事情があると認め

下この条において単に「指定管理者」 という。) に当該軽費老人ホームの利 用に係る料金(以下「利用料金」とい う。)を指定管理者の収入として収受 させる。

 $2\sim5$ [略]

別表(第3条関係)

種類	名称	位置
養護老人	神戸市立	神戸市須
ホーム	和光園	磨区養老
		町1丁目
		8番30号
軽費老人	神戸市立	神戸市長
ホーム	ケアハウ	田区丸山
	ス松寿園	町2丁目
		3 番17号

るときは、第1項の使用料を減額し、 又は免除することができる。

軽費老人ホームの指定管理者(以 4 軽費老人ホームの指定管理者(以 下この条において単に「指定管理者」 という。) に当該軽費老人ホームの利 用に係る料金(以下「利用料金」とい う。)を指定管理者の収入として収受 させる。

5~8 [略]

別表 (第3条関係)

種類	名称	位置
養護老人	神戸市立	神戸市須
ホーム	和光園	磨区養老
		町1丁目
		8番30号
軽費老人	神戸市立	神戸市長
ホーム	ケアハウ	田区丸山
	ス松寿園	町2丁目
		3 番17号
	神戸市立	神戸市須
	ケアハウ	磨区養老
	ス和光園	町1丁目
		8番30号

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は令和6 年8月1日から施行する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第5号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築物の用途の制限の緩和)	(建築物の用途の制限の緩和)
第32条の2 [略]	第32条の2 [略]
2 王子公園地区地区整備計画区域內	
のスポーツ・レクリエーション地区	
においては、法第48条各項の規定に	
かかわらず、次の各号に掲げる用途	
に供する建築物を建築することがで	
<u>きる。</u>	
(1) 観覧場の用途に供する建築物で	
その客席部分の床面積の合計が1	

万平方メートル以下であるもの

(2) 法別表第 2 (へ) 項第 4 号に掲げ る建築物

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域
[略]	[略]
(61)	都市計画法第20条第1項
	の規定により告示された
	神戸国際港都建設計画須
	磨北町地区地区計画の区
	域のうち、地区整備計画
	が定められている区域
	(<u>本則及び</u> 次表において
	「須磨北町地区地区整備
	計画区域」という。)
[略]	[略]
(65)	都市計画法第20条第1項
	の規定により告示された
	神戸国際港都建設計画ポ
	ートアイランド南地区地
	区計画の区域のうち、地
	区整備計画が定められて
	いる区域(<u>本則及び</u> 次表
	において「ポートアイラ
	ンド南地区地区整備計画
	区域」という。)
[略]	[略]

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域		
[略]	[略]		
(61)	都市計画法第20条第1項		
	の規定により告示された		
	神戸国際港都建設計画須		
	磨北町地区地区計画の区		
	域のうち、地区整備計画		
	が定められている区域		
	(次表において「須磨北		
	町地区地区整備計画区		
	域」という。)		
[略]	[略]		
(65)	都市計画法第20条第1項		
	の規定により告示された		
	神戸国際港都建設計画ポ		
	ートアイランド南地区地		
	区計画の区域のうち、地		
	区整備計画が定められて		
	いる区域(次表において		
	「ポートアイランド南地		
	区地区整備計画区域」と		
	いう。)		
[略]	[略]		

(71)	
(71)	都市計画法第20条第1項
	の規定により告示された
	神戸国際港都建設計画深
	江駅南地区地区計画の区
	域のうち、地区整備計画
	が定められている区域
	(<u>本則及び</u> 次表において
	「深江駅南地区地区整備
	計画区域」という。)
Гш⁄э ¬	[略]
[略]	
(87)	[略]
(87)	[略]
(87)	[略]都市計画法第20条第1項
(87)	[略] 都市計画法第20条第1項 の規定により告示された
(87)	[略] 都市計画法第20条第1項 の規定により告示された 王子公園地区地区計画の
(87)	[略] 都市計画法第20条第1項 の規定により告示された 王子公園地区地区計画の 区域のうち、地区整備計
(87)	[略] 都市計画法第20条第1項 の規定により告示された 王子公園地区地区計画の 区域のうち、地区整備計 画が定められている区域

(71) 都市計画法第20条第1項
の規定により告示された
神戸国際港都建設計画深
江駅南地区地区計画の区
域のうち、地区整備計画
が定められている区域
(次表において「深江駅
南地区地区整備計画区
域」という。)
[略]
[略]

(2) [略]

(2) 「略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

|------|| 別表第2(第22条一第27条の2、第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)		(イ)
		計画地区		制限
		の区分	制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(83)	北鈴蘭台	[略]	[略]	[略]
	駅西地区	駅前地区	[略]	[略]
	地区整備			
	計画区域			
		沿道利用	建築物の用	法別表第2(い)項第1号から第3号ま
		地区	途の制限	で、第5号及び第7号に掲げる建築物
		生活支援	建築物の用	法別表第2(い)項第1号、第2号、第
		地区	途の制限	5号及び第7号に掲げる建築物
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(87)	[略]	[略]	[略]	[略]
(88)	王子公園	教育•研	建築物の用	次に掲げる建築物以外の建築物
	地区地区	究地区	途の制限	(1) 大学及び高等専門学校
	整備計画			(2) 前号の建築物に附属するもの
	区域		壁面の位置	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界
			の制限	線までの距離は、5メートル以上と
				すること。
				(2) (1)の基準に満たない距離にある
				建築物等の床面積の合計が10平方メ
				ートル以下である場合においては、
				(1)の基準は、当該建築物等の外壁
				等の面には適用しない。

改正後

改正前

別表第2(第22条一第27条の2、第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)	(1)	
		計画地区	制 限	
		の区分	制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(83)	北鈴蘭台	[略]	[略]	[略]
	駅西地区	駅前地区	[略]	[略]
	地区整備			
	計画区域			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(87)	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]	備考 [略]
(2) [略]	(2) [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第6号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
目次	目次		
第1章 [略]	第1章 [略]		
第2章 市民等からの情報提供及び	第2章 市民等からの情報提供及び		
調査の実施等(第5条一 <u>第</u>	調査の実施等(第5条一 <u>第</u>		
<u>9条</u>)	<u>10条</u>)		
第3章 措置の実施等 (<u>第10条</u> 一第	第3章 措置の実施等(<u>第11条</u> 一第		
17条)	17条)		
第4章、第5章 [略]	第4章、第5章 [略]		
附則	附則		
(定義)	(定義)		

「特定空家等」又は「管理不全空家 等」とは、それぞれ法第2条第1項、 第2項又は第13条第1項に規定する 空家等、特定空家等又は管理不全空 家等をいう。

2 「略]

3 この条例において「管理不全類似 空家等」とは、類似空家等が適切な管 理が行われていないことによりその <u>まま放置すれ</u>ば特定類似空家等に該 当することとなるおそれのある状態 にあると認められる類似空家等をい <u>う。</u>

<u>4、5</u> [略]

6 この条例において「管理不全空地 等」とは、空地等が適切な管理が行わ れていないことによりそのまま放置 すれば特定空地等に該当することと なるおそれのある状態にあると認め られる空地等をいう。

<u>7</u> [略]

(所有者等の管理義務等)

第3条 「略]

2 所有者等は、市が実施する空家等、 類似空家等又は空地等に関する施策 に協力するよう努めなければならな

第2条 この条例において「空家等」、 第2条 この条例において「空家等」又 は「特定空家等」とは、それぞれ法第 2条第1項又は第2項に規定する空 家等又は特定空家等をいう。

2 「略]

<u>3</u>、<u>4</u> [略]

5 [略]

(所有者等の管理義務)

第3条 「略]

3 [略]

(市長、市民及び事業者の責務)

第4条 「略]

2 市長は、管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等又は特定空地等の所有者等による適切な管理の促進を図るために必要な措置を講じるものとする。

3~5 「略]

(立入調査等)

第5条 「略]

2 市長は、第11条から第14条までの 規定の施行に必要な限度において、 類似空家等若しくは空地等の所有者 等に対し、当該類似空家等若しくは 当該空地等に関する事項に関し報告 させ、又は当該職員若しくはその委 任した者に、類似空家等若しくは空 地等と認められる場所に立ち入って 調査をさせることができる。

3~5 「略]

(データベースの整備等)

第7条 市長は<u>、管理不全空家等</u>、特定 空家等<u>、管理不全類似空家等</u>、特定類 似空家等<u>、管理不全空地等</u>及び特定 空地等に関するデータベースの整備 2 [略]

(市長、市民及び事業者の責務)

第4条 「略]

2 市長は、特定空家等、特定類似空家 等又は特定空地等の所有者等による 適切な管理の促進を図るために必要 な措置を講じるものとする。

3~5 「略]

(立入調査等)

第 5 条 [略]

2 市長は、第11条から第14条までの 規定の施行に必要な限度において、 当該職員又はその委任した者に、類 似空家等又は空地等と認められる場 所に立ち入って調査をさせることが できる。

 $3 \sim 5$ 「略]

(データベースの整備等)

第7条 市長は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等に関するデータベースの整備その他これらに関する正確な情報を把握するために必要

その他これらに関する正確な情報を 把握するために必要な措置を講ずる よう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 「略]

- 2 市長は、法第10条第3項の規定に 基づく提供又は前項の規定に基づく 協力を得るために、次に掲げる情報 を提供することができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 法第13条第1項の規定による指 導の内容又は同条第2項の規定に よる勧告の内容
 - (3) 法第22条第1項の規定による助 言若しくは指導の内容又は同条第 2項の規定による勧告の内容
 - (4) [略]
 - (5) 次条第1項の規定による指導の 内容及び同条第2項の規定による 勧告の内容
 - (6) [略]

な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第 9 条 [略]

- 2 市長は、法第10条第3項の規定に 基づく提供又は前項の規定に基づく 協力を得るために、次に掲げる情報 を提供することができる。
 - (1) 「略]

- (2) 法第14条第1項の規定による助言若しくは指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容
- (3) [略]

(4) [略]

(財産管理人の選任の申立て)

第10条 市長は、法又はこの条例の施 行のために必要と認めるときは、相 続財産管理人又は不在者財産管理人 の選任を家庭裁判所に申し立てるも のとする。

第3章 措置の実施等

(管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対する指導及び勧告)

- 第10条 市長は、管理不全類似空家等 又は管理不全空地等の所有者等に対 し、管理不全類似空家等又は管理不 全空地等が特定類似空家等又は特定 空地等に該当することとなることを 防止するために必要な措置をとるよ う指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を した場合において、なお当該管理不 全類似空家等又は当該管理不全空地 等の状態が改善されず、そのまま放 置すれば特定類似空家等又は特定空 地等に該当することとなるおそれが 大きいと認めるときは、当該指導を 受けた者に対し、修繕、立木竹の伐採 その他の当該管理不全類似空家等又 は当該管理不全空地等が特定類似空 家等又は特定空地等に該当すること となることを防止するために必要な 具体的な措置について勧告すること ができる。

(特定類似空家等又は特定空地等の 所有者等に対する助言又は指導及び 勧告) 第3章 措置の実施等

(助言又は指導及び勧告)

<u>令和6年5月31日</u> 神戸市公報 < 臨時特別号 >

第11条 「略]

(勧告に係る意見陳述及び届出)

- 第12条 市長は、法第13条第2項又は 法第22条第2項の勧告を行おうとす るときは、あらかじめ、当該勧告に係し る者に意見を述べる機会を与えなけ ればならない。
- 2 法第13条第2項又は法第22条第2 項の勧告を受けた者が当該管理不全 空家等又は特定空家等の状態を改善 したときには、速やかに市長にその 旨を届け出なければならない。

(公表)

- 第13条 市長は、法第22条第2項又は 第11条第2項の勧告を受けた者が正 当な理由がなくてその勧告に係る措 置をとらなかったときは、その旨及 び次に掲げる事項をインターネット の利用その他の方法により公表する ことができる。
 - $(1) \sim (4)$ 「略]
- 2 「略]

(命令)

第14条 [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

をした場合においては、法第22条第

第11条 「略]

(勧告に係る意見陳述及び届出)

- 第12条 市長は、法第14条第2項の勧 告を行おうとするときは、あらかじ め、当該勧告に係る者に意見を述べ る機会を与えなければならない。
- 2 法第14条第2項の勧告を受けた者 が当該特定空家等の状態を改善した ときには、速やかに市長にその旨を 届け出なければならない。

(公表)

- 第13条 市長は、法第14条第2項又は 第11条第2項の勧告を受けた者が正 当な理由がなくてその勧告に係る措 置をとらなかったときは、その旨及 び次に掲げる事項をインターネット の利用その他の方法により公表する ことができる。
 - $(1) \sim (4)$ 「略]
- 2 「略]

(命令)

第14条 [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

7 市長は、第1項の規定による命令 | 7 市長は、第1項の規定による命令 をした場合においては、法第14条第

<u>13項</u>の例によりその旨を公示しなければならない。

(技術的援助等)

第19条 市長は、法第13条第1項若し くは第10条第1項の指導、法第22条 第1項の助言若しくは指導又は第11 条第1項の助言若しくは指導に従っ で管理不全空家等、特定空家等、管理 不全類似空家等、特定類似空家等、管理 理不全空地等又は特定空地等の所有 者等が必要な措置その他の措置をと ろうとする場合において、必要な技 術的援助を行い、又はこれに要する 経費の一部を助成することができ る。

2 [略]

(過料)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当す る者については、5万円以下の過料 に処する。
 - (1) 法<u>第22条第13項</u>の規定により設置した標識を毀損した者
 - (2) 第5条第2項の規定による報告 をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による立入調査を 拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (3) [略]

<u>11項</u>の例によりその旨を公示しなければならない。

(技術的援助等)

第19条 市長は、法<u>第14条第1項</u>の助言若しくは指導又は第11条第1項の助言若しくは指導に従って特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等が必要な措置その他の措置をとろうとする場合において、必要な技術的援助を行い、又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

2 「略]

(過料)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 法<u>第14条第11項</u>の規定により設置した標識を毀損した者
 - (2) 第5条第2項の規定による立入 調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (3) [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。